

## 下水道早期接続支援事業補助金のご案内

下水道へ早期に接続するために排水設備工事をおこなう方を支援するための補助金制度です。  
詳しくは市下水道担当までお問合せください。(電話：0250-62-2833)

### 補 助 対 象 要 件

- 【対象者】 \*下水道の供用開始から3年目以内に使用を開始する人 \*市内に居住し住民登録を有する人又は見込みの人 \*市町村税などの滞納がない人
- 【対象住宅】 \*対象者が市内に所有する一戸建てで自ら居住する住宅 \*対象者自身が定住を目的として再生する住宅 \*店舗・事務所併用住宅は住宅部分のみ
- 【対象工事】 \*排水設備を新設する工事(排水管、汚水ます及びふた) \*排水設備工事に伴う原形復旧(アスファルト舗装や庭木の移植など) \*工事をおこなうために必要な仮設工事(仮設トイレなど)

※阿賀野市排水設備工事指定工事店でない業者は施工できません。(阿賀野市下水道条例第8条)

### 補 助 金 額

対象工事の1/3、ただし上限額10万円(千円未満は切り捨て)

例：対象工事費が20万円の場合・・・20万円×1/3=66,000円

### 受 付 期 間 ・ 工 事 完 了 期 限

受付開始：令和4年4月 1日 ※ご相談は受付開始前から可能です。

工事完了期限：令和5年2月28日 ※期限までに完了しない場合は補助対象外となります。

### 申 請 方 法

1. 工事をおこなう1週間前までに、申請書を提出してください。  
※排水設備工事確認申請書と併せて提出いただくと手続きがスムーズに進みます。  
↓ (申請書の記載内容などを確認し、補助金交付の可否を決定します。)
2. 補助金交付決定を受けてから、工事に着手してください。(決定前の着手は無効となります。)  
↓ (工事内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きをしてください)
3. 工事が完了したら、実績報告書を提出してください。  
↓ (報告書の記載内容どおり工事がされているかを確認し、補助金額を確定します。)
4. 補助金額が確定したら、請求書を提出してください。  
↓
5. 後日、申請者が指定する金融機関の口座へ補助金を振り込みます。

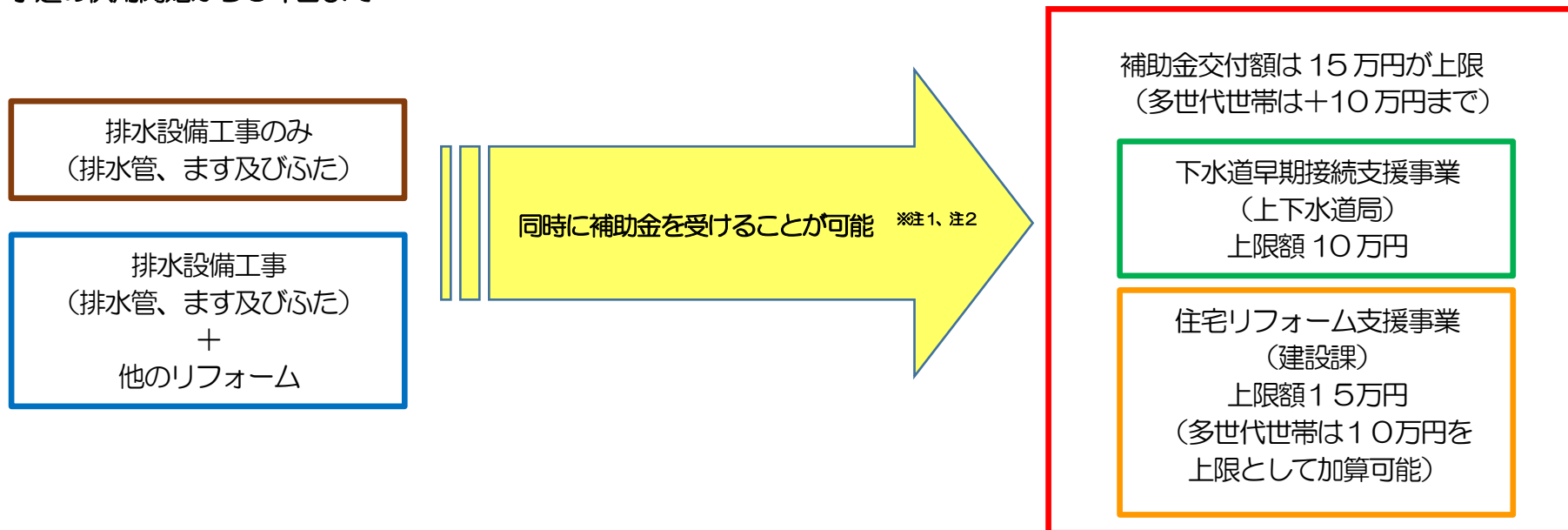
### ご 注 意 ・ お 願 い

\*市の住宅リフォーム支援事業と同時に交付を受けることは可能です。ただし、補助金額の合計は15万円が上限となります。(多世代世帯は10万円まで上乗せ可能)

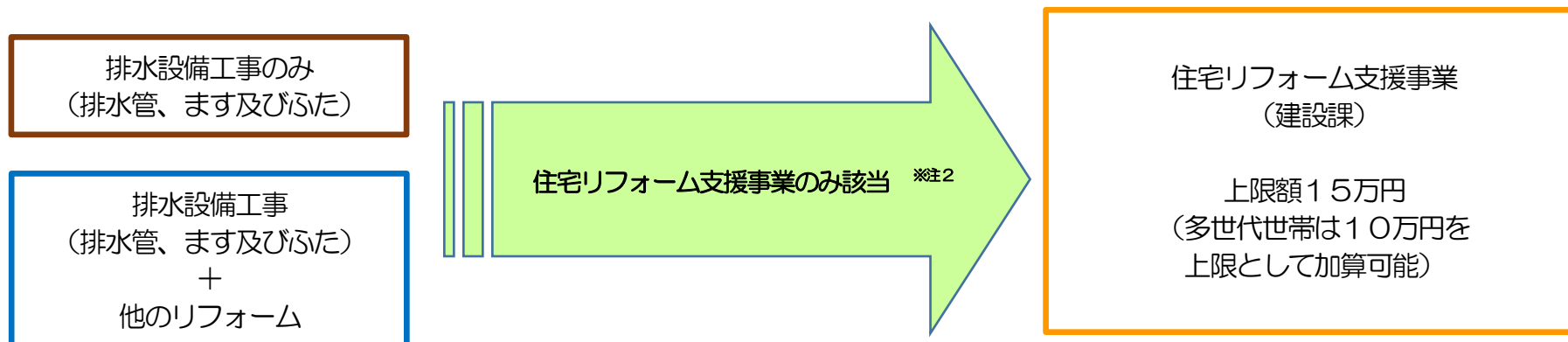
\*既に市の住宅リフォーム支援事業で補助金の交付を受けたことがあり、交付金額が上限に達していない場合は、その差額の範囲内で10万円を上限として交付を受けることができます。

## 『下水道早期接続支援事業補助金』と『住宅リフォーム支援事業補助金』の棲み分け

### ◇下水道の供用開始から3年目まで



### ◆下水道の供用開始から4年目以降(又は未供用)及び「排水設備以外の工事のみ」



注1：まず、下水道早期接続補助金額の額を算出して、残りをリフォーム支援事業補助金とする。(リフォーム支援事業補助金は予算総額が3千万円であるため。)

注2：既に住宅リフォーム支援事業を利用して上限額に達していない場合は、その差額を補助金申請可能。